おおた商い観光展2011出展規約

1 基本条件

(1) 出展者は、出展概要に記載した内容を展示するものとします。
(2) 主催者は、申込者の出展内容が本展示会の主旨に合致しない場合には申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
(3) 主催者は、出展の申込が規定小間数を超えた場合、大田区内の申込者を優先して選定を行います。選定結果に対する不服申し立ては認めないものとします。
(4) 出展者は、出展申込書記載内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に記載する事に同意するものとします。

2 申込金及び出展小間料の請求

(1) 事務局が出展申込書を受け取り、記載内容について承認した場合、事務局より出展許可証および請求書を発行させていただきます。
(2) 出展料は、1小間あたり区内企業¥21,000、区外企業¥31,500(税込)とし、この金額が出展小間料の請求額となります。
※区内企業とは、大田区内に本社・本店・本部を置く事業者及び団体/個人とする。
(3) 出展者は、出展小間料の請求額を後日送付する請求書の指定する期日(平成23年9月 2日(金)予定)までに指定の口座にお振込みください。
(4) 振込手数料については、出展者が負担するものとします。
(5) 期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申込みを取り消させていただくことがあります。

3 出展申込みの取消

(1) 出展申込後の小間の取消し、変更は原則として認めないものとします。
(2) 申込者の都合により、小間の取消または変更があった場合には、申込者はその旨を事務局宛に書面により通知してください。なお、その際には、出展小間料金に相当する金額をキャンセル料として、申し受けますのであらかじめご了承ください。

4 小間位置の決定

(1) 小間位置に関しては、会場ゾーニング、出展小間数などを考慮して主催者が決定します。
(2) 小間位置の決定後、展示効果の向上のために、事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。出展者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

5 小間位置の転貸等の禁止

出展者は、配置決定小間の全部または一部を第三者に転貸、売買、交換、または譲渡することはできません。

6 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み、共同出展する社名 および担当者名を申込書記入欄に併記してください。

7 出展物等の設置および撤去

(1) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に出展物などの会場への搬入および設置を行うものとします。
(2) 出展者は、小間内の出展物の設置を会期初日の午前8時30分までに完了させるものとします。
(3) 出展者が、(2)の時刻までに出展小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
(4) (3)により契約を解除された出展者は、同日に解除した場合のキャンセル料として、出展小間金額に相当する金額を支払うものとします。
(5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動および搬入の際には、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
(6) 出展者は、小間内出展物、装飾品等を、後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。

8 展示場の使用

(1) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて出展展示小間内において行うものとします。
(2) 出展者は、実演または宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
(3) 出展者は、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
(4) 事務局は、隣接の小間の出展者から苦情が出た場合、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
(5) 事務局は、出展に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物または展示会の目的にそぐわない展示物の展示および行為を制限、禁止または撤去する権限を有するものとします。
(6) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止または撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
(7) 主催者側は、(5)および(6)による制限、禁止または撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

9 主催者の管理と免責

(1) 主催者は、出展物の管理および保全について事故防止に最善の注意を払うものとします。
(2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情および主催者に起因しない事由により生じた出展者およびその関係者の損失または損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について、一切の責任を負わないものとします。

10 損害賠償

出展者は、事故またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物または人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

11 展示会の中止

(1) 主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合、主催者の判断により会期を変更または開催を中止することがあります。
(2) 主催者は、(1)により生じた損失または損害について、一切の責任を負わないものとします。

12 規約の遵守

出展者は、出展の申込を持って、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。

おおた商い観光展2011個人情報保護方針

事務局では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1.個人情報保護に関する法令等の遵守

実施に係る個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関係法令を遵守いたします。

2.おおた商い観光展2011事務局としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意志による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた事務局内における利用および事務局以外の者への提供は、今後の大田区自主事業に係る案内や、大田区および関連団体からの大田区の施設およびこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

公益財団法人 大田区産業振興協会

平成23年　　月　　日

おおた商い(AKINAI)･観光展2011出展申込書

おおた商い(AKINAI)･観光展2011への出展を以下のとおり申し込みます。

※出展規約(裏面)をよくお読みになり申込書にご記入ください。

注意:主催者は、出展の申込が規定小間数を超えた場合、大田区内の申込者を優先して選定を行います。選定結果に対する不服申し立ては認めないものとします。

●出展者

フリガナ		代表者	役職名
会社名 団体名			氏名
所在地	〒　　-		
担当者	部署･役職名	氏名	
	TEL	E-mail	
	FAX	URL	

● 共同出展者(出展者が2者以上の場合は記入してください。)

会社名 団体名		担当者
		担当者
		担当者

● 出展小間数及び出展小間料金(消費税込)

	小　間	希望小間数	出展小間料金	申込締切日
一般小間 6.25㎡ (間口2.5X奥行2.5X高2.4)	□区内企業 ¥21,000 □区外企業 ¥31,500	小 間	¥	**平成23年 7月20日(水)**

● 出展小間内での営業活動(該当する項目全てにチェックしてください。)

☐ 物品販売　☐ 食品販売　☐ 試食･試飲　☐ アルコール飲料の販売　☐ 福引き等、抽選会の実施

☐ 商店･レストランの宣伝　☐ 旅館･ホテルの宣伝　☐ 観光情報の提供

☐ その他、内容(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

● 展示会会期中、商談を希望する来場者への対応について(商談については、来場者からの申込により実施します。)

☐ 個別の商談を希望する。

☐ 商談を希望しない。

●出展者PR及び予定出展物

当協会のホームページに掲載いたしますので簡潔かつ具体的にご記入ください。

※出展者用に招待状を配布いたします。ぜひ積極的に活用してください。
希望部数をお書きください。(200部を限度とします。)　　　　部

必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

FAX:03-3733-6459

公益財団法人 大田区産業振興協会
〒144-0035　東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
TEL.03(3733)6477